

漁業種類	漁業種類の名称	許可または起業の認可をすべき船舶等の数	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格
小型いか釣り漁業	小型いか釣り漁業	2（許可または起業の認可を受けている船舶等の数：3）	5トン以上30トン未満の範囲において記載されている船舶の総トン数	許可証に記載されている推進機関の馬力数	福井県沖合海域	4月1日から12月31日まで	石川県に漁業の根拠地を有する者
		50（許可または起業の認可を受けている船舶等の数：55）					福井県沖合海域 ただし、福井県坂井市三国町雄島北端の点、同点から真方位31.5度3海里の点および福井県大飯郡高浜町甲埼（正面埼）突端の点を順次に結んだ線と陸岸によって囲まれた海域を除く。
		36（許可または起業の認可を受けている船舶等の数：40）			青森県に漁業の根拠地を有する者		
		2（許可または起業の認可を受けている船舶等の数：2）			岩手県に漁業の根拠地を有する者		
		0（許可または起業の認可を受けている船舶等の数：0）			秋田県に漁業の根拠地を有する者		
		4（許可または起業の認可を受けている船舶等の数：4）			山形県に漁業の根拠地を有する者		
		2（許可または起業の認可を受けている船舶等の数：1）			新潟県に漁業の根拠地を有する者		
		1（許可または起業の認可を受けている船舶等の数：1）			富山県に漁業の根拠地を有する者		

小型いか釣り漁業	小型いか釣り漁業	0 (許可または起業の認可を受けている船舶等の数: 0)	5トン以上30トン未満の範囲において記載されている船舶の総トン数	許可証に記載されている推進機関の馬力数	福井県沖合海域 ただし、福井県坂井市三国町雄島北端の点、同点から真方位315度3海里の点および福井県大飯郡高浜町甲埼(正面埼)突端の点を順次に結んだ線と陸岸によって囲まれた海域を除く。	5月1日から12月31日まで	京都府に漁業の根拠地を有する者
	1 (許可または起業の認可を受けている船舶等の数: 3)	兵庫県に漁業の根拠地を有する者					
	5 (許可または起業の認可を受けている船舶等の数: 4)	鳥取県に漁業の根拠地を有する者					
	0 (許可または起業の認可を受けている船舶等の数: 0)	島根県に漁業の根拠地を有する者					
	0 (許可または起業の認可を受けている船舶等の数: 0)	山口県に漁業の根拠地を有する者					
	2 (許可または起業の認可を受けている船舶等の数: 2)	佐賀県に漁業の根拠地を有する者					
	6 (許可または起業の認可を受けている船舶等の数: 6)	長崎県に漁業の根拠地を有する者					